

電気事業法等の一部を改正する法律案 新旧対象条文
○電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（第一条関係）

改正案

目次

第一章 総則
第二章 電気事業

第六節 一般担保（第二十七条の三十）

（略）

第六節 一般担保

第二十七条の三十 小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営む者たる会社（次項及び第三項において「兼業会社」という。）の社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。次項及び第三項において同じ。）の社債権者は、その会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 兼業会社の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の譲渡しがあり、又は兼業会社について分割があつたときは、次の各号に掲げる会社のいずれかに該当するものが当分の間発行する社債の社債権者は、それぞれ、その会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

一 当該譲渡し又は分割により小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を譲り受け、又は承継した会社（当該譲り受け、又は承継した小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むことを目的として設立されたものに限る。兼業会社であるものを除く。）

現行

目次

第一編 総則
第二編 電気事業

第三章 会計及び財務（第三十四条―第三十七条）

（略）

（一般担保）

第三十七条 一般電気事業者たる会社の社債権者（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債の社債権者を除く。）は、その会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

- 二 当該譲渡し又は分割をした会社であつて、当該譲渡し又は分割の後も引き続き小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むもの（兼業会社であるものを除く。）
- 三 前二号に掲げる会社を子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）とする会社であつて、小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営まないもの
- 3 兼業会社の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の譲渡しがあり、又は兼業会社について分割があつたとき（その会社が当該譲渡し又は分割の後も兼業会社であるときを除く。）は、当該譲渡し又は分割の前にその会社が発行した社債であつて当該譲渡し又は分割の後もその会社が引き続き有する債務に係るものの社債権者は、その会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 4 前三項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。